

所得税の申告期限は3月15日・消費税は4月1日

### ○開催期間

#### 決算書作成指導会

平成31年 1月

日	月	火	水	木	金	土
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
	青	青	青	青	青	
	青	青	青	青		

⇒決算書を作成するための準備指導会です。尚、決算書が作成できていて、裏面書類が整っている方は確定申告書作成提出もできます。

#### 決算申告指導会

平成31年 2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		
	青	青	青	青	青	青
	青	青	青	青	青	青
	青・高	青・高	青・高	青・高	青・高	

平成31年 3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
	青	青	青	青	青	消
	青	青	青	青	青	消
	消	消	消	消	消	消
	消	消	消	消	消	消

⇒決算書・確定申告書を作成・提出するための指導会です。

### ○会場/時間 (1回の指導時間は約50分を予定していますので、予約は1時間ごとになります)

	会場	時間
青	青色会館 中央区中央3-11-5	午前 9時・10時・11時 午後 1時・2時・3時 (3月15日の受付は11時まで)
高 (バリアフリー対応)	高相合同庁舎 南区相模大野6-3-1	午前 9時・10時・11時 午後 1時・2時・3時 (2月21日は午前10時から)
消 (消費税のみ申告指導会)	青色会館 中央区中央3-11-5	午前 9時・10時・11時 午後 1時・2時・3時 (3月16日はe-Tax送信できません)

※バリアフリー対応会場をご希望の方はお申し出ください。

### ○予約方法

※確定申告書等の提出のみの方(1月21日より)は予約の必要はありません。ただし相談や訂正事項があった場合は、改めて予約が必要になる場合があります。

#### 予約専用電話 [1月8日(火)~3月14日(木)まで]

この専用電話でのみ受付いたします(予約以外のご相談等はお受けできません。)

#### 一般電話からお掛けの場合

☎ 0800-800-7104

#### 一般電話以外(携帯電話・公衆電話など)からお掛けの場合

☎ 042-707-8844

※1月4日(金)より、来局してのご予約もできます。ただし、会館の開場は9時ですが、受付は9時30分からです。



### ○受付時間 (午前) 9:30~11:30 / (午後) 1:15~3:30

メモ

予約日	会場	時間	予約番号
/ ( )			

### ○消費税申告について

所得税と消費税を一緒に申告される方は、2月28日(木)までの日程でご予約願います。2時間ご予約できますが、できましたら消費税の申告のみ混雑していない3月18日以降ご予約いただきたくお願いいたします。また、3月1日(金)~15日(金)までの期間につきましては消費税の指導は行なっておりませんので、3月18日(月)以降の日程の予約をお願いします。

### ○注意事項

一度に予約できる回数は1回です。また、指導時間は約50分となりますので、時間内に終わらない場合は、再度ご予約をお願いします。

※例年予約開始当初は、特に電話が混雑いたします。繋がらない場合は、お手数ですが時間又は日をおいてから再度お掛け直し願います。

※日程や時間の変更も、このお電話にお掛け下さい。

※この電話は、上記の期間が終了すると利用できなくなります。予約専用電話番号は、毎年変更となります。番号の掛け間違いにご注意下さい!

※準会員B(確定申告書A作成)の方は、ご予約できないため、指導を受ける際に最初に指導員に申し出ください。

※この期間は、通常の記帳指導(決算修正を除く)は行なっておりません。4月より開始いたします。

# 決算申告指導会にお持ちいただきたい資料

## ●所得の計算に必要な書類等

	確認	説明
不動産所得	事業所得	<input type="checkbox"/> 帳簿等(出納帳、集計表、総勘定元帳、試算表等)
		<input type="checkbox"/> 弥生会計データ又はノートパソコン
		<input type="checkbox"/> 帳簿に記帳のある預金通帳等
		<input type="checkbox"/> 新たに取得した10万円以上の資産の購入価格等、詳細がわかるもの(注文書等)
		<input type="checkbox"/> 売掛金、買掛金、前払金、未払金(カード明細)等の金額がわかるもの
		<input type="checkbox"/> 棚卸資産の年末の金額がわかるもの(棚卸表等)
		<input type="checkbox"/> 事業用の借入金の元本と利息の内訳及び年末残高がわかるもの(返済予定表等)
		<input type="checkbox"/> 1月~12月中に支払った給与に係る所得税源泉徴収簿と所得税徴収高計算書(納付書)【控】
		<input type="checkbox"/> 青色申告決算書【控】 または 収支内訳書【控】《前年と前々年申告分》
		<input type="checkbox"/> 所得税の申告書(第一表~第五表)【控】《前年と前々年申告分》
		<input type="checkbox"/> 消費税の申告書【控】《前年分及び前々年申告分》
		<input type="checkbox"/> 報酬等の支払調書【原本】
給与所得	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票【原本】	
雑所得	<input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票【原本】	
	<input type="checkbox"/> 個人年金型保険の支払明細書	
	<input type="checkbox"/> 事業以外で生じた報酬等の総収入金額と必要経費の金額がわかるもの	
一時所得	<input type="checkbox"/> 満期保険金等の支払明細書	
譲渡所得<総合>	<input type="checkbox"/> 譲渡した事業用の減価償却資産について譲渡価額等の詳細のわかるもの	
その他	<input type="checkbox"/> その他に所得のある方は、その収入のわかるもの	

## ●所得控除・税額控除の計算に必要な書類等

	確認	説明
医療費控除	<input type="checkbox"/>	⇒事前に医療機関や薬局ごとの明細書を作成してください。また、高額療養費や医療保険などによる補てんがあった場合、その金額がわかるものをお持ちください。医療費控除は、医療費控除の明細書の添付のみで、領収書が提出不要となりました。
社会保険料控除	<input type="checkbox"/>	国民年金保険料の控除証明書【原本】 ⇒お手元がない場合は、事前に日本年金機構(☎0570-05-1165)にお問合せください。
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険・介護保険等の保険料(税)の1月~12月中に支払った金額がわかるもの ⇒金額がわからない場合は、事前に市役所でご確認ください。
生命保険料控除	<input type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書(一般・個人年金・医療介護)【原本】
地震保険料控除	<input type="checkbox"/>	地震保険料控除証明書【原本】
小規模企業共済等掛金控除	<input type="checkbox"/>	小規模企業共済の掛金払込証明書【原本】
寄附金控除	<input type="checkbox"/>	寄附金受領証明書等【原本】
人的控除	<input type="checkbox"/>	控除対象となる配偶者や扶養親族の収入及び所得がわかるもの(源泉徴収票等) <b>個人番号(マイナンバー)カード又は、通知カード</b>
政党等特別控除	<input type="checkbox"/>	(都道府県選挙管理委員会等の確認印のある)寄附金(税額)控除のための書類【原本】

	確認	説明
予定納税	<input type="checkbox"/>	予定納税額(第1期・第2期)がわかるもの(予定納税の通知書等) ⇒前回申告時にe-Tax送信等で申告された方は、予定納税額記載の申告書は送付されません。
住宅借入金等特別控除	<input type="checkbox"/>	住宅取得資金に係る借入金残高等証明書【原本】
	<input type="checkbox"/>	《前回申告時の》(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算書【控】
	<input type="checkbox"/>	給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書<お持ちの方のみ>
	<input type="checkbox"/>	土地および家屋の登記簿謄本(妙本または登記事項全部証明書) ⇒管轄の税務局で申請してください。(土地・建物各1通ずつ) <b>☆初回のみ</b>
	<input type="checkbox"/>	土地および家屋の売買契約書の写し(収入印紙が添付されているもの) ⇒不動産業者や建築業者と交わした契約書。建物の取得や増改築等のみであれば建築確認済証の写し。 <b>☆初回のみ</b> ※初めて適用を受ける場合は、1月中に青色申告会にご相談ください。

※長期優良住宅等を取得された方は別途添付書類が必要となりますので、税務署等でご確認ください。

## ●その他のご持参いただくもの

	確認	説明
書面で提出の方	<input type="checkbox"/>	認印
	<input type="checkbox"/>	確定申告のお知らせ(税務署から送付されるハガキ)<ある方>
	<input type="checkbox"/>	個人番号(マイナンバー)カード<両面コピー>又は、通知カード及び本人確認書類<コピー>
e-Tax送信の方	<input type="checkbox"/>	税務署から送付された決算書・申告書の用紙<ある方> <b>※青色申告会の全ての会員の皆様には、原則、平成29年分以降は決算書・申告書の用紙は送付されません。順次e-Taxの本人送信又は代理送信への切り替えをお願いしております。</b>
	<input type="checkbox"/>	認印
	<input type="checkbox"/>	<b>個人番号(マイナンバー)カード又は、通知カード</b> ⇒個人番号カードの電子証明書の有効期限(発行または更新から5年間)にご注意ください。
	<input type="checkbox"/>	署名用電子証明書の暗証番号「半角英数字6桁以上16桁以下」のわかるもの<ある方> ⇒個人番号カードを取得する際に設定したものです。
	<input type="checkbox"/>	利用者識別番号のわかるもの<ある方>
<input type="checkbox"/>	USBメモリー(前年以前にe-Tax送信等で申告した方は、データの入っている物)	

◎上記のうち該当する書類等をご持参ください。お忘れになりますと、再度お越しいただく場合がありますのでご注意ください。

◎【原本】と書かれた書類の原本がない場合は、事前に発行元にお問合せいただき、再発行の依頼をしてください。

◎電話でのご相談・年末調整等のご指導はこの時期行っておりません。

## 昨年ごの変更点

◎税務署より1月20日以降送付される、封書又は右のはがきをご持参願います。

◎土地建物等や株式等の譲渡所得・株の配当のある方は、本会で決算書を作成後、税務署でご相談ください。

◎高相合同庁舎のe-Taxは、本人送信のみとなります。

